

／3月31日で特例が終了／

高齢者用肺炎球菌予防接種のお知らせ

令和6年4月1日から、予防接種制度の変更に伴い、定期接種対象者が次のとおり変更となります。

令和5年度の対象者に該当する人はご注意ください。



定期接種対象範囲の変更

	令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
対象者	過去の1度も肺炎球菌(23価)予防接種を受けたことがない、 年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳を迎える人	過去に1度も肺炎球菌(23価)予防接種を受けたことがない、 65歳の人
接種期限	年度末(3月31日)まで	66歳の誕生日前日まで

●特例について

平成26年度から高齢者用肺炎球菌予防接種が定期接種化されたことに伴い、経過措置として10年間(令和5年度まで)は、70歳以上の5歳ごとの年齢の人も、定期接種対象者とするものです。

令和5年度の定期接種対象となる、年度内に70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の人で、接種を希望する人は、3月31日までに接種を済ませましょう。



市HPはこちら

○接種の流れ

持ち物を用意

- ①紫色予診票 ②健康保険証
- ③自己負担金3,000円

接種場所に予約

(かかりつけ医に
相談又は市HP参照)

接種を受ける

○その他

- 定期接種期間外での接種費用は、**全額自己負担**となります。
全額自己負担の場合の接種費用は、接種医療機関にご相談ください。
(定期接種期間外の人、市独自助成事業の対象となる場合がありますので、事前にお問い合わせください)
- 接種に必要な**予診票**は、年度当初(4月ごろ)に**紫色封筒**で送付しています。
見当たらない場合は再発行できますので、電話でお問い合わせください
- 令和6年度以降の定期接種対象者には、順次予診票を個別送付します。

紫色封筒で
お知らせしています

